平成２４年（フ）第２５８号
大分県別府市上野口町27番８号　ミラービル101号
債務者　堀内　伴香
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７９号
大分市大字曲1414番地の２
債務者　清水　佳子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８０号
大分市大字曲1414番地の２
債務者　清水万記子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
山口県岩国市麻里布町６丁目10番５―401号
債務者　米重　昭臣
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４９号
高知県宿毛市西片島５番５－１号
債務者　山本　松二
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６２２号
神戸市須磨区高倉台１丁目３番３―402号、従前の住所神戸市須磨区多井畑南町１番地の１　405号
債務者　村田　正美
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市吉井町田原957番地
債務者　赤木　良人
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目１番県３―602号、前住所鹿児島県鹿屋市花岡町4537番地１
債務者　小高峰　賢
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5011番地１　天神丘団地５―202、前住所鹿児島県鹿児島市南郡元町13番１号　カサファミリア徳永301号
債務者　春田さよみ
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
鹿児島県鹿屋市王子町4523番地６　コーポ永山201号、前住所鹿児島県鹿屋市串良町細山田6004番地22
債務者　三浦　智史
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
神奈川県横須賀市馬堀町４丁目６番23―105号
債務者　市本　浩二（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５８号
神奈川県三浦市三崎１－５－７　吉田ビル３階右、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町諸磯1467番地４
債務者　鈴木　　格
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１６１号
神奈川県三浦市初声町入江274番地２　県営初声シーサイドタウン８―501
債務者　伊佐　久美（旧姓園部）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４０８号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水670番地
債務者　浜崎　　忠
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３号
山口市周布町１番34号
債務者　田中　　実
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
山口市阿知須2292番地４
債務者　井手　　勲
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７４号
東京都国分寺市泉町２丁目６番２―520号トミンハイム国分寺泉町
債務者　竹田　昇平
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部